

平成24年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

9月20日（木）午前10時開議

- 日程第 1 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 同意第1号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第39号 嵐山町災害対策本部条例等の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第40号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第41号 平成24年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 7 議案第42号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について

日程第 8 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）議定について

日程第 9 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）議定について

日程第 1 0 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）議定について

日程第 1 1 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 1
号）議定について

○出席議員（14名）

1 番 森 一 人 議員	2 番 大 野 敏 行 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 青 柳 賢 治 議員
5 番 小 林 朝 光 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	1 0 番 清 水 正 之 議員
1 1 番 安 藤 欣 男 議員	1 2 番 松 本 美 子 議員
1 3 番 渋 谷 登美子 議員	1 4 番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地域支援課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
新 井 益 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長寿生きがい課長	
大 塚 晃 文化スポーツ課長	
簾 藤 賢 治 環境農政課長	
木 村 一 夫 企業支援課長	
田 邊 淑 宏 まちづくり整備課長	

大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成 24 年嵐山町議会第 3 回定例会第 8 日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9 月 28 日に審議を予定しております認定第 1 号 平成 23 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第 6 号 平成 23 年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの決算 6 議案につきまし

て、討論する議員は、9月26日午後5時までに議長に届け出てください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第1、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第2号は、人権擁護委員の推進につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員、青木裕子氏の任期が平成24年12月31日に満了することに伴いまして、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

青木氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りします。ただいま議題になっております諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推進につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることによって決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第2、同意第1号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

教育委員会委員、栗原靖氏の任期が平成24年9月30日に満了することに伴いまして、新たに植田春子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、植田氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思えます。これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りします。ただいま議題になっております同意第1号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意をすることに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第3、同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

教育委員会委員、関根雅子氏の任期が平成24年10月31日に満了するため、新たに宮本大裕氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育

行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

宮本氏の経歴につきましては、裏面別紙の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第4、議案第39号 嵐山町災害対策本部条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、嵐山町災害対策本部条例等の一部を改正することについての件でございます。

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋地域支援課長。

〔中嶋秀雄地域支援課長登壇〕

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、議案第39号の細部について説明をさせていただきます。

議案第 39 号は、災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成 24 年 6 月 27 日に公布、施行されたことに伴いまして、これに関係する本町の嵐山町災害対策本部条例並びに嵐山町防災会議条例の一部を改正させていただくものでございます。

6月に改正されました災害対策基本法の改正目的でございますが、平成 24 年 3 月 29 日に中央防災会議が決定をいたしました防災対策の充実強化に向けた当面の取り組み方針を踏まえ、東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模、広域な災害に備えるための措置を可能なものから行うものであるとしております。

それでは、改正条例をごらんいただきたいと思います。改正条例につきましては、2条から成っております、第1条が嵐山町災害対策本部条例の一部改正で、第2条が嵐山町防災会議条例の一部改正でございます。

まず、第1条の嵐山町災害対策本部条例の一部改正でございますが、改正する条文は第1条でございます、嵐山町災害対策本部の設置目的に関する規定でございます。災害対策本部の設置根拠規定を災害対策基本法「第 23 条第 7 項」から、同法「第 23 条の 2 第 8 項」に改めるものでございます。

これは、市町村災害対策本部につきましては、改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定、これが改正前の法 23 条でございますが、この中で定められておりました。しかしながら、今回改正法で

は、新たに法第23条の2として、市町村災害対策本部にかかわる規定を都道府県対策本部にかかわる規定から分けて別に規定をいたしました。これに伴いまして条文の改正を行うものでございます。

次に、第2条の嵐山町防災会議条例の一部改正でございます。改正部分は、防災会議の所掌事務に関する第2条及び会長及び委員に関する第3条の規定でございます。

まず第2条の改正ですが、防災会議の所掌事務を改正するものでございまして、従前第2号で規定されておりました「町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること」を所掌事務から削り、かわりに、改正後の第2号として、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び第3号として、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を所掌事務として新たに定めたものでございます。

これは、このたびの法改正におきまして、災害の発生時、特に災害応急対策の段階では、防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、災害時に設置される災害対策本部において、一元的にそれらの事務を行うことが実態として効果的であるとの見直しがなされた結果、防災会議と防災対策本部の所掌事務について見直し改正がなされたものでございます。

次に、第3条第5項の委員の選出区分に関する規定の改正でございますが、第7号の次に新たに第8号として、「自主防災組織を構成する者又は

学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を加えるものでございます。これもこのたびの法改正によりまして、東日本大震災におきまして、避難所の運営に当たり、女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことから、平成23年12月に修正された防災基本計画において、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により、地域の防災力向上を図ることが盛り込まれた点等を踏まえまして、「地域防災計画の策定等に当たり、防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」が追加されたものでございます。

なお、今回の条例改正におきまして、委員数の変更はしておりませんが、現条例において委員数は25人以内となっております。従来の委員構成が23人であることから、この追加される8号の委員といたしまして2名が選任できるものと考えております。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行日は交付の日からとさせていただきます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私、この災害対策基本法の条例についてちょっと目を通していませんので、たしか法律のほうでは、会長は知事

になっていて、それに市町村は準ずるので町長が会長になると思うのです。そうだったと思うのですけれども、そうすると、この町長の諮問に応じて、町の地域にかかわる防災に関する重要事項を審議するということは、町長が町長に諮問をするということになると思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

確かに実情、今、渋谷議員さんがおっしゃられましたように、地域防災会議につきましては、会長は町長が当たるということになっております。ですから、町長が会長に諮問をするという考え方になれば議員さんのおっしゃるとおりかもしれませんが、あくまでも町長が地域防災会議に諮問をするという形になりますので、その辺については矛盾がないかというふうに考えております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 町長は、会議に本人が入っていて、それで会長であるのにもかかわらず、町長が、会長が報告書を出すわけですね。報告書なり何なりを出すわけですが、それをまた本人の町長に提出するというおもしろい仕組みですね。これってどういうふうに考えたらいいかよくわからないのですけれども、ほかにもこのようなものがあるとはちょ

っと考えにくいのですけれども、ほかにもあるのでしょうか。このようななかなか珍しい仕組みですね。そういうことについてちょっと矛盾があるようにも思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 ほかにこういった事例があるかということについては、ちょっと今思い当たるものがございません。ただ、今申し上げましたように、地域防災会議というのは、あくまでも嵐山町の防災会議をつくりまして、その委員構成というのも今渋谷議員さんご承知のとおりでございまして、1号から8号まで、今度追加されますと8号になりますが、その中から委員構成で委員が選ばれると。その中の全体、いわゆる会議としての答申ということになりますので、その点については私のほうでは特に問題はないというふうに考えております。当然のことながら、こういった条例構成というのは嵐山町だけではなくて、ほかのところも当然同じような条例構成になっているというふうに考えておりますので、その点は問題はないのではないかとこのように考えております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 嵐山町町長が会長である町長に対して、町長の諮問事項をやるわけですね。そして、それに関して審議して、審議したのを会長名で岩澤勝町長が岩澤勝町長に対して回答するという形になって

きますよね。法の問題なのか、ここのところはよくわからないのですけれども、これちょっと何かどう考えても矛盾していると思うのですけれども、全然矛盾していないと思われますか。私には矛盾そのものであるというふうに思うのですが、ここのところはどういうふうに解決したらいいのでしょうかね。伺います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 会長の職務というのは、この防災会議条例の中でも定まっております、会長はどういった職務を担うかということになりますと、会務を総理するということになっております。ということは、つまりこの地域防災会議の委員の意見、それを集約したものを防災会議としての意見として長に諮問をするという形になるのだというふうに考えております。

ですから、個人が個人に回答するということではなくて、地域防災会議として町長にその諮問の回答を行うということになりますので、その辺については特に私としては矛盾はないのかなというように考えております。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 39 号 嵐山町災害対策本部条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第5、議案第 40 号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 40 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 40 号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

人事院規則の改正に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 議案第 40 号の細部につきまして説明をさせていただきます。裏面をごらんください。

嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中の第 14 条、特別休暇のところではありますが、第 2 項第 20 号、これの一部を改正するものでございまして、白血病等の有効な治療法であります移植療法のドナーとなる場合に取得可能な特別休暇につきまして、骨髄を提供する場合に加えまして、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるようにするため改めさせていただきます。

附則ではありますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 40 号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、議案第 41 号 平成 24 年度嵐山町一般会計
補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 41 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 41 号は、平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号)議定
についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億 1,365 万 6,000 円を

増額をし、歳入歳出予算の総額を 60 億 7,134 万 6,000 円とするものであります。

このほか、債務負担行為の追加が1件、地方債の追加が2件、変更が3件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第 41 号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正であります。追加1件でございます。電算機器レンタル料、期間、平成 24 年度から 28 年度まで、限度額につきましてはレンタル契約により決定した額でございます。

次に、第3表地方債補正でございます。追加2件でございます。道路整備事業、限度額 180 万円につきましては、菅谷3号線の物件補償費でございます。

緊急防災・減災事業、限度額 1,170 万円につきましては、菅谷小学校、志賀小学校の体育館耐震工事に対し起債するものでございます。

変更が3件ございまして、公園整備事業につきましては 500 万円増の 1,650 万円、学校教育施設等整備事業につきましては 880 万円減の 2,040 万円に、臨時財政対策債につきましては 3,168 万 7,000 円減の 3 億 7,431 万 3,000 円に、それぞれ増減をさせていただくものでございます。

14、15 ページをお願いします。歳入でございますが、第 10 款地方交付税の普通交付税でございます。額の決定によりまして、4,775 万 3,000 円を増額するものでございます。

第 14 款国庫支出金の障害児通所支援事業費負担金 378 万円につきましては、障害児通所支援事業、障害児の放課後デイサービスでございますが、当初利用見込み4人から 10 人と増加したため負担金が増となったものでございます。

第2項の国庫補助金につきましては、交付金、補助金の確定による減額でございます。

第 15 款県支出金、県補助金の自主防災組織資機材整備・活動支援事業費補助金 10 万円につきましては、自主防災組織の資機材整備及び活動支援に対し補助されるものでございまして、補助率2分の1、補助限度額1 団体 10 万円でございます。

16、17 ページをお願いします。第 17 款寄附金 1,000 万円につきましては、古里の安藤幸男様からの一般寄附でございます。

第 18 款繰入金でございますが、介護保険特別会計繰入金 1,246 万

3,000 円につきましては実績によります。それから第 19 款の繰越金、前年度繰越金でございますが、1 億 2,234 万 2,000 円、前年度の決算に伴い補正するものでございます。

第 20 款諸収入でございますが、過年度収入 1,756 万 1,000 円でございますが、障害者自立支援給付金の前年度実績に伴う追加交付及びその下に後期高齢者医療広域連合医療費精算金、これが 1,911 万 9,000 円でございます。

第 21 款町債であります、埼玉県ふるさと創造貸付金 500 万円につきましては、堂沼公園整備事業が増加されるため増額するものでございます。

18、19 ページをお願いします。埼玉県ふるさと創造貸付金 180 万円でございますが、菅谷 3 号線整備の物件補償費に充てるものでございます。

教育債、290 万円の増額になっておりますが、菅谷小学校及び志賀小学校の体育館の耐震工事の起債を学校教育施設等整備事業債から充当率のよい緊急防災・減災事業に変更したための差額分でございます。

臨時財政対策債 3,168 万 7,000 円の減額につきましては、発行可能額の確定に伴い減額するものでございます。

20、21 ページをお願いします。歳出でございますが、第 2 款総務費、総務管理費の埼玉県市町村総合事務組合負担金 2,150 万 2,000 円の増額につきましては、平成 23 年度勸奨退職者の特別負担金でございます。その下の埼玉県町村情報システムの共同化推進協議会負担金 157 万

9,000 円でございますが、町村情報システム、これをクラウド化していくための負担金でございます。

22、23 ページをお願いします。財政調整基金管理事業でございますが、財政調整基金積立金として 6,500 万円を積み立てるものでございます。積み立て後の残高でございますが、2億 1,290 万 7,000 円となるものでございます。自治振興費の地区集会所等補助金 159 万 3,000 円につきましては、補正理由蘭にございます川島、千手堂二区、太郎丸各集会所の修繕、それから地区掲示板設置等1カ所分でありまして、補助率は2分の1でございます。

交流センター管理事業の工事請負費 300 万円でございますが、北部交流センターの高圧交流負荷開閉器、これが経年劣化しているということもございまして交換工事をするものでございます。

24、25 ページをお願いします。第3款民生費、社会福祉費の福祉基金積立金につきましては、先ほど申し上げました安藤様からの一般寄附をいただいた 1,000 万円を利用方法が決定するまで積み立てるものでございます。

26、27 ページをお願いします。児童福祉費の障害児通所支援事業の扶助費 630 万 7,000 円の増額につきましては、歳入で申し上げました当初利用見込み4人でやったものが、10 人に利用者が増加したこと及び利用時間数が大幅に増加したことによる増額でございます。

第4款衛生費、保健衛生費の予防接種医師委託料 405 万 3,000 円の増額でございますが、これにつきましては規則の改正によりまして、経口生ワクチンの集団接種から不活性化ポリオワクチンの個別接種へと変更になったことによる増額でございます。

28、29 ページをお願いします。第6款農林水産業費、農業費の農業用地施設整備事業の修繕料 74 万 8,000 円につきましては、吉田の神山沼、勝田の油面沼の修繕でございます。測量設計委託料 155 万円につきましては、越畑 158 号線の筆界確認、それから分筆測量業務委託並びに排水路の整備事業の測量設計委託でございます。

第7款商工費の住宅リフォーム補助事業でございますが、住宅リフォーム補助金 400 万円の増額でございますが、リフォーム分として 20 万円の 15 件分、建て替え分として 50 万円の 2 件分、これを増額させていただくものでございます。

30、31 ページをお願いします。第8款土木費でございますが、道路修繕事業の工事請負費 600 万円につきましては、地区要望に対応するための舗装及び側溝等の修繕工事でございます。生活道路の整備事業の物件補償費でございますが、391 万円、これにつきましては電柱の移転補償費でございます。

32、33 ページをお願いします。交通安全施設管理事業の工事請負費 680 万円につきましても、地区要望及び県警からの指導により実施するも

のでございます。

第3項都市計画費の下水道事業特別会計繰り出し事業の下水道事業特別会計繰出金 2,678 万 9,000 円につきましては、公共下水道分、それから長寿命開拓等として 920 万円、浄化槽の配管及び撤去費補助として 1,758 万 9,000 円でございます。

第9款消防費の工事請負費 130 万円につきましては、防火水槽の撤去費でございます。消火栓の設置工事負担金 150 万円でございますが、平沢の区画整理地内に2カ所及び越畑に1カ所の計3カ所分でございます。

34、35 ページをお願いします。自主防災組織育成事業の自主防災組織活動事業補助金 240 万円につきましては、自主防災組織資機材整備活動支援事業費の補助をするものでございまして、20 万円の 12 団体分でございます。

第 10 款教育費でございますが、各小中学校に消火器が載っておりますが、使用期限が終了したことによりまして買いかえるものでございます。

38、39 ページをお願いします。第 13 款予備費でございますが、975 万 7,000 円を増額いたしまして、補正後の額を 3,490 万 6,000 円とするものでございます。

次に、41 ページをごらんいただきたいと思います。給与費明細書の関係でございますが、41 ページの給料及び職員手当の増減額の明細でございます。給料 33 万 5,000 円の減額、職員手当につきましては 19 万 6,000

円の減額でございます。給料の増額分 181 万 7,000 円につきましては、説明欄にございますように平成 25 年1月1日付で3人を採用する予定でございます。この3人につきましては、例年の採用試験とは別に、身体障害者枠として1名、土木の技術職として2名を募集いたしまして、7月に実施いたしました筆記試験、面接試験に合格したものでございます。

その他 215 万 2,000 円の減額につきましては、7月に産後休暇終了後復帰する予定でありました職員が3月まで育児休暇を取得することになったための減額が主なものでございます。職員手当の増減につきましても同様でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 21 ページの情報システムの件なのですが、この一番のメリットは金額が安くなるということによろしいのかどうか伺いたと思います。まず1点でございます。

それと、35 ページの自主防災組織の活動補助金ですが、今回は何をするための補助をするものなのでしょうか、伺います。

それから、その下の学校関係ですが、使用期限ということで今ご説明あったかと思うのですが、例えばグランドピアノも使用期限が来たので今回買

いかえるという理解でよろしいのでしょうか。そうしますと、どのくらいが期限で、何年使ったのか伺いたと思います。これ学校が2校ありますよね。七小と菅中です。両方伺いたと思います。

それから、志賀小の配水管調査委託ということで載ってるわけですが、これ調査目的が何なのか伺いたと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 4点ですね。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、21 ページの埼玉県の町村情報システム共同化の負担金の関係でございます。こちらにつきましては、町村会で共同化のシステムの開発を今やっているということの負担金でございますが、そのメリットはということでご質問いただきました。

今回のシステム共同化することによりましてのメリット、何点かございまして、まず1点目は、今、川口議員さんからお話をいただきましたいわゆる経費の削減効果、これもあるというふうに考えております。まだ具体的な数字として、共同化をした場合のその受託の業者、それがどこになるか、そこを選考をこれからしていくという形になっておりまして、その請負金額がどのくらいになるかということが決まっていりませんと、まだはっきりとは申し上げられないのですが、実際に今の本当に試算中の試算というところで言い

まずと、大体嵐山町においては5年間で5,000万程度の費用効果はあるのではないかとこのように試算をいたしております。ただ、この数字については、今申し上げましたようにまだ具体的な請負業者とか決まっておきませんので、あくまでも試算ということでございます。

それから、それ以外に大きなところでは、嵐山町としてこれを進めていくということは、まず一つはクラウド化ということでございます。今回の東日本の大震災によりまして、やはり町が持っている住基、税、情報の基幹的な情報システム、こういったものをクラウド化することによって、万が一町で持っているそのシステムが起動できなくなったり情報がなくなるというふうなことを防ぐためには、こういったクラウド化を進めていくという中でこの共同化が進められているわけございまして、そういったメリットがある。

それから、このシステムの費用の削減、あるいは広域化等を通じまして、住民サービスの向上が図られるということも期待されております。と申しますのは、この共同化を進めることによって、嵐山町ではまだ導入をしていないようなシステム、ほかの町村では導入をしているけれども、嵐山町では導入をしていないというようなシステム、こういったものも共同化によってシステム化が図られるというようなことも期待されております。

それから、もう一つ大きな点は、情報システムの担当の職員の負担軽減ということでございます。今、本当にさまざまなシステムが嵐山町の中だけでもシステム化されておきまして、それを支えていくといひましようか、それを支

えて管理をしていくその職員というのは、非常にやはり厳しい状況でございます。それがこういった共同化によりまして一体的な管理ができるということになりますので、そういった点での職員の負担軽減、これが大幅に図られる。

それからもう一点は、一番大きなところは、今後、法改正等が見込まれた場合に、単独の町村でのシステムでありますと、相手方、その業者との法改正等のシステム改修において単独交渉しなければならない。それだけの経費もかかってくるということになりますが、これが共同化になりますと、そういった点が一括的な法改正に対応できるようなものができていくということでございます。

幾つかの共同化のシステムのメリットということでお話をさせていただきましたが、そのような点で嵐山町にとっても非常に共同化については積極的に進めていきたいというような考え方を持っているところでございます。

続きまして、35 ページの自主防災組織への補助金の関係でございます。内容は何を補助をしていくかということでお尋ねをいただきました。この自主防災組織への活動費の補助金でございますが、内容につきましてはそれぞれの自主防災会で必要とする資機材でございます。特にその防災倉庫等に格納、活用していくような資機材、こういったものを補助金として20万円を限度として補助金交付をしていきたいというものでございます。これは、昨年来から非常に自主防災化組織の活動が活発化しておりまして、それぞれの自主防災会で自主的な防災訓練を行っていただいたり、あるいは資機材点

検をより一層やっていただいております。

そういった中で、こういった資機材がそれぞれの防災会で欲しいというものが出来てまいりました。といいますのは、1つは、例えば防災訓練を行うのについて、毎年これは定期的に防災訓練をやっていくので、立て看板だとか災害対策本部だとか防災訓練用のそういった資機材が欲しいというようなお話もございました。それから、いざ災害となったときに、やはり役員の指導をしていきたいのだと。そういった中で、誰が避難援助に当たるとか、役員用のジャンパーですとか、そういったものもそろえていきたい。そして、防災訓練の中で実際それを着て実施して、それぞれ役割分担を決めていくというようなご提案があります。

それから、実際に資機材の点検を行うについて、移動しなければならないのだけれども、リヤカーだとかそういったものがやはり足りない。そういったことも含めて、いろいろのご要望がございまして、今回、町で当初予算で組ませていただきました消耗品 319 万ほど組ませていただいていたのですが、そちらのほうの財源を自主防災会への補助事業に 100 万円ほど振りかえさせていただくと、それからこのたび、県のほうから今年度新しい事業として自主防災会の育成事業、歳入で 10 万円だけなのですが、計上させていただきましたが、それが新しい事業として設置されました。今年度限りかもしれませんが、その事業も活用しながら、自主防災会の資機材整備について充実をさせていきたいというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 続きまして、答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それではお答えいたします。

35 ページの七郷小学校と、それから菅谷中学校の教材用備品購入費ですけれども、グランドピアノ購入ということで計上させていただいております。こちらのグランドピアノにつきましては、七小、菅中ともに体育館のグランドピアノでございまして、このピアノにつきましては両校ともに昭和42年の11月に寄贈されたものでございます。45年が経過しておりまして、調律をしても部品がないためになかなか本来の音が出ないということがございまして、そういうことで今回買いかえさせていただきたいということで計上させていただきました。

それから、志賀小学校の測量設計委託金でございまして、志賀小学校の浄化槽ですけれども、今、合併浄化槽を志賀小学校で持っておりますが、今度、公共下水道に接続ということがございまして、配管とますの現状調査を行って、それから接続ということになりますので、その測量設計委託金を計上させていただきました。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 学校関係はわかりました。

それと防災の関係で、看板、役員指導のこれは何ですか、講演か何かを依頼するのですか。ちょっと役員の指導の関係は別にして、看板、ジャンパー、リヤカー、これらを今回は購入するということによろしいでしょうか。

それと、県の補助金が10万円近く、課長も思わず笑ってしまったわけですが、これもとはどういうあれだったのですか。普通はもう少し来ますよね。何かちょっとおわかりでしたら伺いたいと思います。

それから、クラウド化の件なのですが、経費が5年で5,000万円、1年1,000万円の減。これはそうなのかなと思うのですが、それと震災による情報、これも確かにそうだなと思うので、確かに緊急に対策はとっていかねばならないなというふうに思うのですが、ただ情報の漏えいというのがこのところ相次いでいるのですよね、クラウド化によって。ご存じだと思うのですが、ソニーが昨年やられましたよね。何万件だったかな、10万件だったか、顧客名簿が流出したと。ドコモもやられた、ネットを見るとカルピスもやられたと。防衛庁もやられた、国会もやられたということで、やっぱり情報の漏えい、流出というのがどうも心配になるのではないかと思います。確かに一方ではこういうふうにはいい面はあるのですけれども、その点はいかなのでしょうか。完璧に大丈夫だということが言えるのかどうか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、クラウド化の情報漏えいの心配ということ
でございます。私も詳しいことははっきりはわからないのですが、今回、この
クラウド化をして、そのシステムが共同化されますと、情報の管理センターと
いうところに基本的にはその情報を預けるというような形になるわけござ
います。私どもの職員のほうでは、既にその視察も行っております。その資
料等を見ますと、まず構造的には耐震構造でありまして、セキュリティーも
非常に厳しいものがありまして、データ管理というものは、この間の東日本
等でも、そういった程度の地震があったとしても、建物の揺れだとかそういっ
たものはほとんど全く感じないというような堅牢なものでつくられている。そ
れから、ファイルについても全てチェック体制が明確であって、そのセキュリ
ティー対策は万全であると。

むしろその心配をするということになれば、どこまで心配していいのかわ
かりませんが、例えば本庁でデータ管理をしている、その管理からいえば、
そういったシステムの管理センターというのは、はるかにそういった面でも安
心であろうと。また、当然その業者を選定する中でも、こういったところで管
理センターを使用していくのかとか、こういった体制でそういったセキュリテ
ーを守るのかとか、そういったことも今後の選定項目の中に入ってきており
ますので、その点は安全と川口議員さんに申し上げるほどの私も知識はな
いのですが、その点は万全を期して、そして共同化を進めていくのだという
ことをご理解をいただければというふうに考えております。

それから、資機材の内容なのですが、実はこの補助金の制度等での県への打診を含めまして、そういったお話がありましたときに、各自主防災会のほうからどういったものが必要だろうかということで聞いておりまして、その自主防災会ごとにやはりいろいろと、先ほど申し上げましたのは一つの例でございます。一番多かったのが、例えば折りたたみ式のリヤカーですとか、あるいは自主防災訓練用の立て看板だとか、そういったものが具体例としてあったのですが、違う内容としますと、備蓄用の簡易トイレ、それをもう少し我が自主防災会ではふやしておきたいとか、あるいは炊き出し用の器材、こういったものがないので、その辺をもう少し充実したいとか、油圧のジャッキだとか、鋳物のガスコンロ、そういったものをもう少しふやしたいとか、中にはブルーシートだとか、ハンドマイクだとか、そういったものもございます。各防災会ごとにいろいろとやはり要求項目も違っております。こういったものを対象とした補助要綱というものをつくって、それぞれ自主性に任せた、それぞれが判断していただいて、こういったものを選んでいただくということもある意味では自主防災会の役員会なり、あるいは地域のお話を聞いたりして、この機材を選定してくると、これも一つの非常に重要なものではないかなというふうに考えておりますので、その自主性を尊重した機材を購入するための補助制度という形で位置づけていきたいというふうに考えております。

なお、県の補助要綱なのでございますが、実はもう少し申し上げますと、今回の県の自主防災組織の機材整備活動支援事業補助金ということでご

ございました、これが今年の5月だったでしょうか、説明会がございました。そのときの説明では、自主防災機材の整備補助金として、本年度、県が1,000万円の補助を行うと。これは1団体10万円という補助です。1団体というのは、嵐山町が例えば補助金をその団体に20万円支出をすると、そのうちの補助対象が2分の1で限度額が10万という説明でございます。ですから、10万円、そして1市町村、要するに最高10団体、だから全て嵐山町が10団体の補助申請をしますと、それが該当すれば100万円の補助が来るといような説明でございます。

総額1,000万円でしたので、ある程度枠はあるだろうといような、はっきり言えばそういった考え方がございまして、ある程度の補助対象としては認めていただけるのではないかなというふうには思っておりました。しかしながら、現実的には相当やはり県内で手が挙がったと。その中で特に新設の、今年新しく自主防災会を立ち上げるというところがかなりあったというところで、そちらのほうへ枠配分がおおむね行ってしまったということで、既設の団体に関しては、かなり現実として厳しい枠配分にならざるを得ないというお話がございました。そういった中で嵐山町では1団体ぐらいしか認められませんよというようにお話でございます。もう少し補助枠としていただけるかなと思っていたのですが、大変ちょっと残念な結果だということでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。自主防災組織の関係はわかりました。

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。また、これからもいい補助金があつたらぜひ取つていつていただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

クラウド化の件なのですが、これは町長が、この前全協でご説明したわけですが、1つは金額が安くなるということと、それと震災の關係をお話されていたわけですが。同時に、マイナンバー制度のことも、今後つなげていくものだというふうにお話されていたわけですが。マイナンバー制度がいい制度か、町民福祉の向上につながるものかということをおつしやってみますと、これNHKに出て解説をした学者なのですが、その方も、番号を入れただけで正確な所得が捕捉されるわけではないということをおつしやっています。つまり、本人の所得が全部わかるわけではないのだと。わからないわけですから、この番号制度によって脱税が全部解決するものではないのだというふうにおつしやっているのです。

ですので、マイナンバー制度というのは、そうすると一体何なのかということになるのですが、それをズバリ言っているのが民主党の田村謙治政策調査会副会長なのですが、税の執行を強化していくために重要な法案なのだ。今後、税を取り立てるために重要な法案としてこれがなっていくのだということなのです。つまり今後の目的としては、税と社会保障を均衡に扱うということをおつしやっているわけですが。給付と負担を勘定するようなやり方をしていくと。社会保障の負担をした分、納めた分と給付を受けた分とを、ここの均衡を図っていくのだということをおつしやっているのです、必然的に

金の少ない人は社会保障も少なくなってくると。そうすると、きのうの一般質問でしたか、100万円以下の人は結婚しないというようなことがありましたけれども、やっぱりそういう社会にもつながっていくものだと思うのです。ですから、マイナンバー制度につながるものというのはいかがなものかなというのが私の考えなのです。

それと、先ほど申し上げましたように情報の流出、漏えいという問題が実際に起きているわけです。今、ある学者は、自治体も分散化されているから、それほど攻撃はされていないのだけれども、これが集まってくるとある程度の量になってきて、やっぱり向こうも費用対効果で見てくるから、攻撃して得がとれそうだとするとやってくるのだというようなことをおっしゃる学者もいるのです。ですので、攻撃された場合には、やっぱり今のセキュリティーでは私はだめなのだというふうに思わざるを得ないのです。ですので、いかがですか、ちょっと今回は見合わせたほうが私はいいと思うのです。

情報の漏えいとか流出ではないのですが、前にご質問したことがあるのですが、住民票、前、4情報が自由にとれましたよね。そのときに、このうちはお年寄りしか住んでいないのかということで、そのうちに押し入って、その方を殺害して金品を盗んだということが愛知県のほうであったわけなのですが、やっぱり情報というのはそれだけ重要なものだと、生命財産にかかわる重要なものだという事になると思うのです。ですから、間違っても流出がないように、漏えいがないようにするのが自治体の役目であるというふうに思

うのですけれども、それを考えると、これは見合わせたほうがいいのではないかと思いますので、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 クラウド化の件ですけれども、いろんな考え方があると思うのですね、人によって。しかし、少々というふうに課長のほうから話をさせていただきました。それらのことの中で、今、情報の漏えいだとかというような話がありました。それと、何よりあれなのが今回の大震災のときに何にもなくなってしまったというようなことになってしまったわけですよ、場所によって。そんなことが起きたらもう大変なことだということで、クラウド化がなくても何らかのそういった情報を守っていく方策というのは個々にやらなければいけないのではないかというときだと思うのです。

嵐山町でもどういうふうにしたらいいのだろうというようなことも当然内部でというか、私も考えているわけですが、クラウド化、どこもそういうことを思っているのだと思うのでこういうことができた。それで神奈川県に行ったのですが、神奈川県ではそういうところは進んでいる。そのほかのところもあちこちでやっているというようなところ、そういう勉強をする中で、だんだん、だんだんそういうものは確かにみんないいことが多いなというような状況になってまいりました。そういう中で、今お話があるわけです。

それから、マイナンバーというのは、これとは全く別問題でして、ですから

それはどうする、こうするというのは私にはわかりませんが、国でどうするのだからわかりませんが、それとまた別個に情報を守る、嵐山町の情報を守るということを考えたときには、やはりこのところに今回加わっておいたほうがいいのか。そして、埼玉県町村会の中で、まだはっきりしていませんけれども、3つ不参加のところがあるかもしれないのです。その3つの不参加のところというのは、もうやっているのです。やっていて、お金かけてしまっているわけです。それなので、また改めてというような状況のところがあるのです。

それと、このところまでクラウド化と、我々が今度やろうと言っているようなところのことを職員が個々のところで行き組んでやってきたわけですので、職員とすると何だよというのがあるわけですよ、一生懸命やってきたわけですから。これのほうがいいよというものもあるのではないかと。町長、苦労しているところもあるのですが、そういうようなこともあって、今のところ3つとか、非公式ですけども、そんな話もあります。

だけれども、それは取り組んでいるということで、こういうことをやっていないというのではなくて、そういう状況なのです。そういうことを考えますと、みんなこの時点で情報の大切さ、情報をどう守るかということの中で、しかもお金がどうにか安くできそうだと。それから、これも調書の中で話し合いましたけれども、法律が変わったりとかいうようなときには、それぞれ個々のところでメーカーと交渉して、ああだとかこうだとか、これはこうなのですよと言わ

れると、ああ、そうですかというようなことにもなってしまいうけなのですよ、全くわからないわけですから。だけれども、今度の場合には、そういうのが一括してやれる、こういう緩さもあるのではないか。いろんなことを勘案したときに、今回、このところで埼玉県町村会が一括でやるということですので、このところに乗らせていただくのがいいのではないかなと判断をして申し込みをしたわけです。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時23分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 41 号の質疑を続行いたします。どうぞ。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 1件お聞きいたします。ページは16ページの第17款の寄附金の関係ですけれども、1,000万円という高額な寄附をしていただいたというのは大変ありがたいことだろうと思います。寄附者にもお礼を言いたいと思いますけれども、24ページの民生費の中での社会福祉基金

管理事業、これを福祉基金積み立てをするわけでありますけれども、寄附者からその寄附金についての使用目的だとか、全く白紙の状態で見附けてくれたのでしょうか、そこら辺をお聞きしておきたいと思ひます。

それで、基金積み立てということでありますけれども、何かの關係でこれからそれを使用目的にしていくのだらうと思ひますけれども、社会福祉事業の中で使うのか、あるいは障害者關係に使うのか、児童福祉費で使うのか、それらのことも考えながら、今後、この寄附金については、その目的を持った基金にしていくのでしょうか。

さらには、この基金のその目的があるのでしたら、新年度予算の中で明確化されるのかどうか、そこらまで検討しているのかどうかお聞きしておきたいと思ひます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

1,000万円の大変ありがたい寄附をいただいたわけですが、この古里の安藤さんという方が福祉關係のお仕事をなさっている方ということでございまして、そういった關係もございまして、福祉に關することということで町のほうでは考えております。

先ほどもちょっと申し上げましたように、一般寄附としてお預かりしたわけですが、一応福祉基金のほうに積み立てを1回いたしまして、

使い道につきましてはこれからよく検討しながら使わせていただくということと
とでございます、何に充当するということはまだ決まっておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 何点か伺うのですけれども、これ1つはすごく
簡単なことなのですけれども、29ページの歴史の里公園の清掃業務委託
があるのですが、歴史の里公園は公園ではないけれども「歴史の里公園」と
いうふうな名前がついているというふうに理解して、そして清掃業務委託が
観光事業として入っているというふうに考えていいのかどうか伺います。こ
の位置づけなのですが、伺いたいと思います。

それから、31ページです。30、31のほうの各地の生活道路の修繕にか
かわるものなのですが、これ生活道路の改修に関しては、当初にも出てい
ましたけれども、この優先順位はどのような判断で決めていかれるのか伺
いたいと思います。

それから、33ページです。道路照明灯なのですが、当初で2基で今回3
基、240万で、今回補正で360万ですが、この道路照明灯、当初でつかな
かったのは多分予算繰りが難しかったからかなとは思うのですけれども、L
EDという形と、それから太陽光発電を一部入れてほしいというふうに言っ
たのですが、それについてはどのようなお考えがあるのか伺いたいと思

います。

あと、これも 33 ページなのですが、すみません。あと公園事業なのだけれども、すみません。その上の公園整備費ですけれども、工事請負費が 600 万円出ていまして、そして 2,850 万円の工事になります。この堂沼公園ですけれども、堂沼公園は 23 年度、24 年度の継続事業で 1 月 30 日かなんかに入札しましたね。それで、1,300 万円で請け負って、そしてこの 5 月ぐらいですか、5 月か 6 月に終了しています。その後、この公園事業をどのように新たに 600 万円もふやして 2,850 万円の事業にしたのか、その理由を伺いたいと思うのです。そして、この事業は継続事業ですから、普通ですと随契になっていくと思うのですけれども、この工事請負の業者の選定の方法について伺いたいと思います。

それから 37 ページになります。

○長島邦夫議長 34 ページ。

○13 番(渋谷登美子議員) 37。37 ページの中学校の報償金なのですけれども、武道必修化に伴う外部指導員報償金を補正するものというので 7 万円と 5 万 2,000 円なのですが、報償金というのはあるのですけれども、外部指導員の報償金というのは 4 月現在であるべきものなので、これは新たに時間数がふえたのか、それとも落としていたのか、その辺について伺いたいと思います。

それと、幼稚園費ですけれども、臨時職員費が 44 万 4,000 円ですけれ

ど、これもやはり当初から 44 万 4,000 円増額というのは、それなりの理由があると思うのですけれども、その理由について伺いたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

初めに、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 では、お答え申し上げます。

歴史の里公園の関係なのですけれども、この施設は、当時、ふるさとの川モデル事業ということで、学校橋から八幡様、八幡橋までの間を桜堤だとかいろんな事業をやるということで進んできた中に、その上流に、このところについては野営場ということでキャンプ場をつくらうということで計画されていたものなのです。それで、あそこヘトイレと野外ステージですか、そういうものができたのが今の現状です。それで道路の鎌形の4号線のほうからこっちへ入ってくる道路につり橋をかけて、今、公園になっているところへキャンプ場をつくるということで計画されて、地権者なり地元と大分協議したわけですけれども、あそこでキャンプされて、夜、花火をされたりなんざりしては非常に困るということで、そういう目的が達成できなかったわけですけれども、現状でその土地については「歴史の里公園」と名前をつけて、そこを管理していこうということで管理しているというものでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして答弁求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 30 ページ、31 ページの関係の修繕事業の
関係の 600 万の関係でよろしいのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それにつきましては、今回考えております
のが1-15 号線と2-9号線の舗装の打ちかえ.....

〔「生活道路」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 生活道路の修繕ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 生活道路の修繕というのは.....

○長島邦夫議長 31 ページの下のほう。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 これは補償料ですか、物件補償料というこ
とで。補償料の関係でよろしいのですか、補修じゃなくて補償です。この物
件補償料の関係につきましては、志賀 100 号線と菅谷3号線と古里 100 号
線です。今、実際工事やっているところの関係なのですけれども、その電
柱、NTTと東電の電柱の移設の補償費ということでございます。これが 391
万円ということです。

○長島邦夫議長 渋谷議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 当初から見ていて、その生活道路の優先順
位はどうやってつけてきたのかということなののですけれども。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 ここに載せてある生活道路でございますけれども、これにつきましては旧まちづくり交付金事業と狭隘道路の関係の電柱の移設ということで、順位とかというのではなくて、もう決められた中で来ている事業でございます。

それと、道路照明灯の関係でございますけれども、これにつきましては新たに要望されておまして、その要望に沿いまして今回ふやさせていただいておりますけれども、LEDの関係につきましては、一応今年度予算としては10基LEDを考えています。そのほかにつきましては、電柱に共架の水銀灯、これが4基、それと電柱に共架式というのですか、これを10基ということで考えております。やはり交差点だとか暗いところにつきましては、LEDの関係だとちょっと照度的に足りない部分がございます、その部分については水銀灯、そして通常の防犯灯みたいな形のところについてはLEDを採用して分けさせて施工させていただいております。

それと、次に堂沼の関係でございますけれども、600万今回計上させていただいておりますけれども、23年度の事業で予定していた事業は測量設計で350万、工事で1,900万という予定をして23年度行っておりました。それで、工事のほうも発注させていただいたわけでございますけれども、ため池の中の工事でございます、大変地盤が軟弱だということでございまして、整地にちょっと困難な部分ございました。それとあと、ため池ののり面

が安定しないという部分がございます、これを縮小させていただきまして、実際には1,008万円の事業費ということで最終的にやらせていただきました。

そうしますと、当然23年度行わなくてはならない事業が残ってしまったわけでございますけれども、その残った事業について600万を計上させていただいて、今年度にプラスさせていただいて、先に出させていただいたということでございまして、23年度やらなくてはならなかった部分の積み残しを出させていただいたということでございまして、この後、225万円の工事を発注していくということになります。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、入札の関係の答弁。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げます。

随契でやっていくということでございますが、そういうふうには考えておりません。改めて入札をしてやっていくということでございます。

○長島邦夫議長 続きまして、答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、武道必修化に伴う外部指導員の報償金につきまして、お答えさせていただきます。

菅谷中学校、玉ノ岡中学校ともに報償金は当初予算で計上してございま

すが、その計上してございます報償金につきましては、部活動の外部指導員、または教育研究事業の工事謝礼等を計上しておりまして、当初におきましては武道必修化に伴う外部指導員の報償金は計上してございませんでした。今回、武道必修化に伴う外部指導員の報償金として、1回1,000円、それで70回ということで菅谷中学校については70回、それから玉ノ岡中学校には52回ということで計上させていただきました。

それから、嵐山幼稚園の臨時職員賃金でございますけれども、こちらにつきましては職員の中に11月下旬から産休に入る予定の方がおりますので、そのかわりに臨時職員をお願いするというで今回増額させていただきました。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 歴史の里公園なのですけれども、そうするとこれは「歴史の里公園」という名称であるけれども、公園ではないというふうに明らかな位置づけにしているのですよね。これについての取り扱いなのですけれども、観光地事業として今後もこれをやっていって、観光地事業であるけれども、野営場ではない。従来の目的等は達せられなかったもので、ほとんど余りそこに来ていらっしゃる方がいないので、桜並木を見るときにはここはとてもいい場所であるのに、ここに入っていくのがとても都合が悪いという、どこから入っていったいいのかわからないとか、そういうふうな意見を聞いた

ことがあるのです。

そうすると、もう少しこれに関して、清掃委託料で16万5,000円ですか、かなり取っているのです、そこら辺についての考え方というのはある程度あって、単に清掃するだけではなくて、もう少し来年の春に関して言いますと、せっかく桜並木に皆さんがいらして、そこに行けるというふうな誘導ができるようなところまで清掃委託ができるということで見てもよろしいのでしょうか。下に桜並木管理委託料もありますので、それもあわせてできるというふうに考えていいのかどうか伺いたと思います。

それと、道路照明灯のことですけれども、道路照明灯に関しては、交差点ではLEDだと弱いということは、LEDのもともとのワット数というのですか、それが低いものを選ぶということか、それによると思うのですけれども、水銀灯でやっていくと、水銀灯でも当分はいけるのだと思うのですけれども、もう少し高い照明力のあるものを選ぶということはできないのかどうか伺いたと思います。

今後のことを考えていくと、今全て要望されているものに合致させていく、皆さんの要望に全部応えていくという方法もあると思うのですけれども、LED化にして、そして次の何年間も持たせていくという方法、それからCO2の削減ということも、水銀灯でもあるので、そういうふうな形もあるので、そこら辺のご検討はなされたのかどうか。再生可能エネルギー、太陽光発電に関しては、今回は、24年度については、これはもう街灯でもそれは入れてい

かないというふうな考え方だというふうに思ってよろしいのかどうか伺いたいと思います。

それから、堂沼公園のほうなのですけれども、堂沼公園はもともとの設計が余りに弱かったために、実際に掘ってみたらそういった事態になってしまったということなのか、そのところがよくわからないのですけれども、設計委託の段階でこれ掘って、やってみないとわからない部分もあると思うのですが、そこら辺についての反省点みたいなものはあるのでしょうか。

それで、あれですよ、600万円そこに増にして、そのところをまた同じところで事業を行っていくという形になるわけですよ。そののり面ですか、ああいうのは、池ののり面というのは何ていうのかわからないのですけれども、そういったことを強化していかざるを得ないような状況で、実際にそれよりも面積が少なくなったということで、設計に合わせてまた面積をふやしていくということがあるのかどうか。これ非常に水面が少なくなってきて、あれではもう半分よりもうんと少なくなってきて悲しい状況になっているのですけれども、それでも人が周囲を歩けるのでいいのかなというふうな感じでは見ているのですが、そこら辺についてどういうふうな形になっていくのでしょうか。もう少し広げていくのか、そこら辺のことを伺いたいのですけれども、設計時点でその部分がうまくできていなかったということになっていくのか、ここ2,850万円ですか、かなり大きな事業になってくるわけなので、その考え方について伺いたいと思います。

あと外部指導員なのですけれども、これは最初から、柔道ですよ。柔道だったと思うのですけれども、柔道に関しては外部指導をしないと、教員は多分指導できないというふうな状況があらかじめ考えられていたのではないかなと思うのですけれども、そこら辺についてはそういった予測ができなかったということで補正に入ってきたというふうに考えていいのかどうか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

委託の関係なのですけれども、あそこについては、現在はトイレ清掃等について委託をしているわけなのですけれども、あそこへ5月の連休だとか夏場についてはかなりの人が見えて、川の中でバーベキューしたりなんんだりして、ごみを捨てられていってしまうというような問題がありまして、そういうものが不足してくるというようなことで、この委託料を上げさせてもらうという話です。

それと、入り口の関係なのですけれども、入り口については河川の左岸側に堤防がずっとつながっているわけなのですけれども、その堤防を利用していか、それか、あと班溪寺の前の道路を東へ向かって、そこを入れていって、あそこへ入っていく2ルートのところを利用するというような形になっていますけれども、駐車場については以前は班溪寺橋を渡った対岸側に個人

の土地を借りていたところに車を置いて、あそこを利用していたというような経緯があるわけですが、これからについては、あそこで草刈りしてきますとマンジュシャゲがかなり出てきてきれいなものになっていますので、そういうものでもまた見に来ながら、そういうことでごみも置いていかれるというようなことがあるので、お願いしているというものでございます。

○長島邦夫議長 続きまして、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

照明灯の関係でございますけれども、先ほど申し上げた数字というのが、とりあえず補正でお願いする数字でございまして、実際に予定している数というのが、水銀灯が7、それに水銀灯の単独柱が7、それと共架式のが15、それとLEDの共架式が全部で20ということで考えております。

先ほど言いましたように、交差点だとか山というか、要するに結構人家の離れているようなところで暗いような道路につきましては、どうしてもLEDだと照度的に落ちるということで、今回こういう形でさせてもらったのですが、これについては今要望されている照明灯の数は、全てこれでクリアしていこうというふうに今年度は考えております。要は、要望されていてつかなくて、事故でもあったときにその辺のところがございますので、要望に沿うだけのものはつけていきたいというふうに考えているわけでございます。

それと、LEDの関係でございまして、これについてもいろいろ検討

はさせていただきます。確かに飛ばして電柱と電柱があればいいのですが、電柱のないところについて、単独柱でLEDをつけるという話になりますと、かなり額的に上がりますし、照度的にまたその辺のところもあります。実際に照度のあるLEDというのも、ちょっと今後検討はしていきたいというふうに考えております。

それと、実際に試算してみて、その辺のところ将来修繕だとかそういうものを考えたときに、採算がとれるようなことであれば、どんどんLEDにかえていきたいというふうに考えております。

それと、志賀堂沼公園の関係でございますけれども、設計の段階でどうかという話でございますけれども、当初予定したのが全体で4,500万だと思っております。それは設計も含んでということでございますけれども、23年度予定していた工事費が1,900万ばかり予定しておりました。実際に先ほど申し上げましたように1,900万で、それと委託の350万を合わせて、要するに2,250万にしていきたいというふうに考えて進めていたわけでございますけれども、実際に工事に入った段階で、設計書どおりの形で工事に入っていました。今、堆積してあった土、それと実際にため池でございますので、かなりの今までの堆積した土がございまして、その辺のところ結構やわらかい部分がありました。実際に大型の機械を入れて整地するということになりました。大変その辺のところを苦慮したわけなのですけれども、何とか要するに設計の形で、今はため池というか、池の工事だとか護岸の工事だ

とかというのは当初の設計どおりの形になっています。

ただ、実際に1,008万ということで最終的に縮小してやらせていただいたのですけれども、それについては支障のない、要するに23年度中にやるのに支障のない範囲のやらなくてはならない部分についてやらせていただいたということで、今回600万の計上をさせてもらっているのですけれども、これについては23年度に予定していた工事、要するに周りのフェンスだとか、上の池を、小さい池もつくるわけなのですけれども、上側に浅い池。その池だとか、その周辺に集まってくる水路だとかということで、23年度やらなくてはならなかった部分を新たに、新たにというか、要するに追加させてもらったということで、実際には23年度で落としてしまった部分、要するに金額的に落としてしまった部分を再度上げさせてもらったということでございます。

池の面積だとかそういうものについては当初の設計書どおりでございます。今後、これから発注する分についても当初の設計どおりに施工していきたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 部活動関係の指導者ですけれども、最初議員さんがおっしゃられた外部指導者については、部活動、剣道であるとか吹奏楽部であるとか、それから各学校で行う校内研修での指導者、それについては

年度当初でしっかり計画ができていますので、当初予算でお願いいたしました。柔道については、前々回の議会でもいろいろご質問がありました。安全性の確認云々がございました。幸い嵐山町は、国の、文部科学省からの研究委託で先行して柔道の研究をしてきました。国の予算の中で町の柔道会の皆さん方のご協力をいただいて外部指導者を出す。その研修柔道が終わりました。本来ならば引き続きお願いするはずだったのですが、当初予算でのせるべきが、私どもが予算編成にかかる時期が11月の下旬あたりからです。そのときには、今までと違って全学年が柔道をやるという武道必修になりましたので、何時間やるのだろうか、それから学級編制、学級の数がまだ決まっていない。やる時期はいつにしたらいいだろうか、外部指導者の方は何人お願いできるだろうかというのがまだ定まらない時期でした。お願いできる外部指導者の皆さん方と学校が、どういう形でご指導いただくかと打ち合わせができるのは新年度入ってからでございましたので、ここで確定いたしましたので補正でお願いするという運びになりました。

また、議員さんお尋ねの指導ができない教員の心配はということですが、けれども、おかげさまで体育の教員で武道に当たる教員については有段者であるということは議会でもご答弁いたしました。しかしながら、1年生から全員柔道ということになりますと、今問題になっている安全性の重視ということがございますものですから、引き続き柔道会の皆様方にご協力いただけるということをお願いをいたしました。1回1,000円ということで、本当に交通

費になるかどうかわかりませんが、そういう経過で今回補正をさせていただきました。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第 12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、2点ほど質問させていただきます。

まず、29 ページですけれども、農業者に関する活性化を図るための講演会があるということで 25 万ほどの補正等が組んでありますが、これほどのような講師であり、また場所、日時とか、そういうものの方向性が少し見えていたらご答弁いただきたいと思います。

それと、35 ページですけれども、先ほどもグランドピアノの関係につきましてはお話がありましたが、これは消火器の関係をちょっとお尋ねしたいのですけれども、今回補正を組んで、全校ですか、消火器を入れかえるということですが、消防署のほうの指導か、あるいは期限が切れているのか何かわかりませんが、あえてここで行うということは、防災の関係にもかかわってくるのかなというふうに思いますけれども、どのような内容なのかと、それと各学校で購入の費用が少しずつ変わっていますけれども、何基ぐらいずつ学校へ対応するのかお尋ねします。

それと、グランドピアノですが、2台入れかえるということですが、今現状で使っているものについては、どのようなお考えで処分という形になるのかわかりませんが、やっていくのかお尋ねします。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 答えさせていただきます。

農業者支援事業ということで今回補正をお願いしたわけでございますけれども、町も地域の活性化というのが一つの課題となっております。また、議会の議員の皆様からも、賃金の活性化をどうするのだというようなご質問も今まで多々いただいた経緯がございまして、今考えて想定している講師でございますけれども、昨年の12月ですか、埼玉県グリーン・ツーリズム推進協議会という中で講師をお務めいただいた先生がございまして、町の職員も参加させていただいて、感銘したというようなことございまして、その先生に当たったところ、この先生がよく調べさせていただきましたら、総務省の地域力創造アドバイザーとか内閣官房地域活性化応援隊地域活性化伝道師というような肩書きの方でございまして、私どものほうの考え方とすると、ボランティアでどうにか地域を考えていこうという方々もいらっしゃるというようなお話もお聞きしてございまして、とりあえずこの先生が全国津々浦々、自分の足で調査とかされているということでございますので、ぜひお願いしたいと、このように考えております。

また、時期につきましては、この予算が通った段階で、11月、12月というのはご存じのようになかなか大変でございますので、年明けぐらいにどう

にかなればいいかなというような形で考えております。

なお、この先生につきましては、10回以上ですか、年間にそういった勉強会等をしてやっていると、交付税、手を挙げておけば総務省の交付税の対象にもなるというようなお話もあります。それは将来的な話でございます、とりあえずご講演いただいて、参加されている皆様の反応を見ながら、そういったことも将来的には考えていきたいと、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 続きまして、内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えいたします。

まず、消火器関係でございますけれども、こちらにつきましては各学校、消防設備の管理委託をしてございまして、その報告の中で消火器の期限が切れているということでご報告がありました。それで、学校によって金額が違うということなのですけれども、まず菅小につきましては消火器が全部で47本あるのですけれども、そのうちの40本が期限切れというのがございます。それから、七小につきましては全部で22本あるのですけれども、うち16本、それから志賀小学校が36本中34本、それから菅谷中学校が42本中19本、それから玉ノ岡中学校につきましては40本中4本ということになっております。

それから、あとピアノですけれども、グランドピアノをどうするのかというこ

となのですけれども、まず七郷小学校につきましては処分ということなので
すけれども、一応たとえ幾らでも、わずかでも売ればということでちょっと
売る方向で考えております。

それから、音楽祭の際に練習するのに、とりあえず弾けるのであれば、
どんなものでも練習するのに1台でも数が多いほうが良いということで、菅
谷中学校につきましては別の部屋に移動して、一応音楽祭等の練習のため
に使用する考えでおります。

以上です。

〔「違うよ、ひどいよ、部品がないと言ったんだ

よ、さっき。答えが違う」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 消火器の関係は、わかりましたから結構です。

それと、グランドピアノの関係ですけれども、故障というか修理というか、
それがきかないために新たにというような考え方で新しいものに、2台という
ふうに考えていたのですけれども、1台はオークションかなんかだということ
ですが、ほかのところについては、まだ使えそうだという部分があるからとい
う考え方でよろしいですか。

〔「使えているんだろう。今後使えなくなるから」

と言う人あり〕

○12番(松本美子議員) そういうお考えで私のほうはよろしいでしょうか、

ご答弁のほう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

調律をしても本来の音にならないということですので、音が変わっていても、ないよりはましだということで、そういうことで使用していきたいと考えております。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、七小につきましては、もう一切そういうことは無理なので、でもオークションとなると、それを承知で買うわけですが、それども、そちらのほうへ回すというふうな考えですか。

○長島邦夫議長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

七小のほうにつきましては、同じように調律しても音が変なところがあるというようなことで、素人の私たちではわかりませんが、そういう状態ですので、処分費用をかけるよりも、買い取って、専門に何かその部品とかをつくって修理するような業者があるということで、幾らで買い取ってもらえるかわかりませんが、処分費用を払って引き取ってもらうよりは、たとえば、たえずかにでもなればというふうに考えております。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第41号の質疑を続行します。どうぞ。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 21ページの先ほどの質疑、午前中の質疑の中にもあったのですが、町村の情報システムの共有化の問題ですが、町長は先ほどの答弁で、今度のシステム改修については、マイナンバー制度とは違うのだという言い方をしました。実は、埼玉県は町村情報システム共同化の実施についてというものが多分担当課のほうには行っているのだと思うのですが、多分会議は開かれたのだと思うのですが、今度の補正で載っている23の自治体の負担金まで明記がされているわけですね。

その中に、共同化を進める背景として平成27年のマイナンバー制度、社会保障と税の一体改革、15年に1度の介護保険制度の改正に伴い、コンピューターシステムの大改修が予定されているということで、共同化を進

める背景として3点の中の1つにこのマイナンバー制度の移行というものも入っているのかなというふうに思うのです。そういう面からすると、先ほどの答弁の中ではマイナンバー制度とは違うのだという言い方をしましたけれども、まさにそれに連動するような制度、今度の内容になるのではないかなというふうに思うのです。

片や国会では、共通番号法というのが出されて、これ通ったかどうか分からないのですが、国会のほうでもそういうふうに動きが進んでいるということを考えれば、明らかに今度のコンピューターシステムのクラウド化の問題がここに連動してくるというふうに思うのです。

一番の問題は、プライバシーの保護がどうなるかという問題が、一番大きい問題としていろんな人から、このプライバシー保護の問題で問題意識が、問題点が表明されてきているわけです。そういう点で国の将来、これを民間までおろして情報管理するということまで考えていくわけですがけれども、そのプライバシーの問題でマイナンバー制に移行した時点でのプライバシー保護というのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご意見の中で、何かマイナンバー制につなげているような感じが特に感じるのですけれども、先ほど課長答弁で話をさせていただきましたように、長所がこれだけこういうふうにいるいろいろありますよ。そういう中で、

クラウドにしなくても、今、行政として、嵐山町として何をやらなければいけないかという状態のところ突きつけられている部分というのがあると思うのです。そういうものを考えていったときにこの話が出てきて、それでこの話に乗るとこういうような長所が考えられるというようなこと、そしてしかも経費が安くできる。それで職員の負担が減るとい、一番最後のところにちょこっと話をしましたけれども、大きな市とかであれば専門職がいるから、何が法律が変わって、どういうソフトが入ったって、すうっというような感じがいくのだと思うのですけれども、嵐山なんかの場合にはなかなかそういうわけにいかなくて、仕事の合間というところとちょっとあれですけれども、それが本当に仕事になってしまうような感じで取り組みをしていかないとできないような状況に町なんかではあるわけです。そういうところをいろいろ考えた中で、今度のクラウドに入ったと。

それで、先ほども話をさせていただきましたように、これからいろんな法律改正というのが見込まれるわけですけれども、その中には今の話もありますけれども、そういうようなものも含めて職員の取り組みが大変楽になるのではないかというようなことが大きな要素の一つにはあるわけですし、今おっしゃるようなものもこれから含まれていくかなということは考えられますけれども、それを狙ってやったということでは嵐山町としてはないというふうには思っています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) それを目的にということではないというふうに私も思います。ただ、国自体が、さっき言いましたように、要するにマイナンバー制の法案そのものを考えているわけで、その前段として条件整備を進めてきている。その一環であるというふうに私は思うのです、今度の問題が。そういうふうにしないと、国自体も共通のコンピューターシステムにならないわけですから、そこにつなげるということが国のほうは考えているわけです。そういう面で、どうプライバシーを保護していくかと。

これアメリカで導入した時点でも大きな問題になってきているという報道がされているわけです。それこそ税情報から保健情報から全ての情報をそこに集約するということになって、それが民間に流れるという、成り済ましという問題が今、アメリカでは大きな問題となってきたわけです。だから、少なくとも推進協議会ということですから、何か職員がもう4人ぐらい配置されているというような話も聞いているのですけれども、そういう点ではもう既に準備が進められているのだとは思いますが、その部分がきちっと担保されない限り、このシステムに乗っかっていくというのは非常に住民保護というか、住民のプライバシーの問題からしても大きな問題になってくるのだというふうに感じるのですが、いかがでしょう。

○長島邦夫議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 情報漏えいというか、情報が漏れるということだと思うので

す。だけれども、先ほど川口議員さんが言ったように、今確かに防衛省がどうだとか、国の根幹になっているようなところに入られたとかいう話があるわけで、確かにそういう心配はあるわけですが、今、嵐山町がこここのところに抱えている情報というのが、ではこのままでいいかということ考えたときに、私はそうは思わないのです。

先ほども、堅牢なところの最新化が図られた、そういうようなところに情報をみんな移して、そのところで守ってもらうというような説明がありましたけれども、そういうことを今度のこれがなくても、個人でもやっぱり、個人でというか、嵐山町だけでも考えなければいけないような状況に追い込まれているのが、日本中そうだと思うのです。そういうところに出てきたのであって、今いろんな問題が起きているのでちょっと心配な感じはありますけれども、堅牢な感じの施設のところで、しかも情報をしっかり守ってもらうという考え方は、今より進んだ形でいくのではないかなというふうに、素人で全く難しくてわからないところがあるのですが、そんな感じがして、こここのところに。

そういうことがあって、埼玉でも先ほど言ったように3つはもう進んであれなので、あとのところはみんな入る。埼玉県に続いてほかのところでも話が進んでいる。そういうような状況があるので、やっぱりこの話が全国的に進んできているのではないかなと思っているので、今よりよくなるというふうに私は思っているのですけれども。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そういう面では、国が進めようとしているマイナンバー制を進める上で、私は上からの方針という、方針というのだろうか、そういうシステムづくりが上から来ているのではないかというふうに思うのです。最終的には、そのマイナンバー制で国民全部を丸ごと管理するというふうになってくるわけです。それを民間にも活用するという方向を今持っているわけですから、それが広まった場合に、その自治体が管理するならいいです。でも、民間が管理することになると、それこそさっきの話ではないのですけれども、戸籍情報から、税情報から、それこそ病気の名前までわかってしまうというシステムづくりを今、国は進めようとしているわけです。そのスタートが今度の情報システムの共有化の事業ではないかなというふうに思うのです。

確かに町長言われるように、震災の問題で自治体の情報をどう管理するかという問題は、これは町長言われるとおり重要な問題だと思います。また新たに大きな地震が想定されているという状況の中ですから、それは確かに重要なことだというふうに思うのです。ただ、個人情報そのものが一般的に民間のところまで流出するようなことがあれば、個人が丸裸になって、全部情報が民間に流れてしまうと。これではプライバシーなんか守りようがない。そのことによって、いろんな弊害が出てくるわけです。就職の問題をはじめとしていろんな問題が出てくる。そういう流れを今、国はつくろうとしているわけですから、私は先ほど川口議員のほうでも話がありましたように、少

しこの協議会については慎重に検討する必要があるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○長島邦夫議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お話の内容が上から流れてきてというような話もちょっとありましたけれども、もしそういうことであるとすれば、みんな歩調が合っていくわけなのです。だけれども、やっぱり取り組みはばらばらなのです。埼玉県が入ったからってほかのところは、神奈川も先にやっているとか、埼玉県の中でも入るところと入らないところがあるとか、もう既に取り組みを始めてしまっているところがあるとか、そういうようなばらばらなこと。それと、今議員さんおっしゃるように、ある情報をそっくりここのところの民間利用とかこっちにというのは、それこそプライバシーがなくなってしまうわけですし、そういうことというのも常識的に考えてもちょっとそこところはしっかり守るべきは守っていかなければいけないわけで、そのためにこういうところをお願いをしていくわけですので、そういうご心配はちょっとどうかなというような感じがしているのですけれども。

○長島邦夫議長 ほかに。

第7番、吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) ちょっと1点だけお伺いします。

34、35 ページですか、各学校の消火器の問題なのですけれども、先ほ

ど消防署の指摘があつて交換ということなのですけれども、各学校によって交換の本数が違いますけれども、志賀小では47本あつて40本、菅小では36本でほとんど交換、玉ノ岡中学校においては40基あつて4つの交換ということなのですけれども、学校なんかには火元責任者とか安全管理者という方がいると思うのですけれども、この消火器に対して学校なんかはどのような管理をしているのかお伺いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

学校にも防火管理者というのがおります。先ほど議員さんが、消防署のほうからというお話でしたけれども、消防署のほうからではなくて、消防設備の管理委託をしている業者のほうからでございます。それで購入した時期が違いますので、そういう関係でたまたまというか、切れたものが先ほど言った本数になります。

以上です。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) ある程度多分有効期限が切れると、やっぱり置き場所によっては消火栓、よく防災訓練なんかやって消火栓使いますと、たまには事故があるということが新聞なんか載っているわけなのです。本当に置き場所によっては10年、15年とたつと、本当に子供たちに危険な状態に

もなると思いますけれども、そういうところ、これから有効期限を考えながら、その管理体制を守ってってもらいたいということ、この消火器はどのようなところに保管して、どのように活用していくのか、お願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

各学校の廊下とかに置いてあるのだと思いますけれども。

○7番(吉場道雄議員) わかりました。

○長島邦夫議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) ちょっと細かいのですが、町税の還付事業で.....

○長島邦夫議長 ページは。

○11番(安藤欣男議員) ごめんなさい。支出のほう、25ページです。600万円でございますが、予備費対応を既に行っているということでございます。それについて補正で対応していくということなのですが、これで23年度の大変な金額だったわけですが、今後まだ還付しなければならないことが起こってくる可能性があるのかどうか、それをちょっとお伺いしておきます。

なお、この中身について、個人なのか法人なのか、その辺についてもできたらお願いをします。

それから一番最後、36、37ですが、文化財発掘調査事業で財源更正で

す。当初国庫支出金、それから県支出金を予定しておったものが来なくなつたということなのですが、これは一般財源で補填するわけですが、これの内容についてお伺いをしたいと思います。また後でこれが復活される見込みもあるのかどうかお伺いします。2点だけお願いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

初めに、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

今回の町税還付事業の補正につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の過年度の還付で、今年度は特に法人町民税の還付が多く、当初2,000万円の予算を組ませていただきました。ところが、7月上旬には足りず、予備費を充当させていただいているところです。既に343万1,000円充当させていただいております。

法人町民税につきましては、今後まだ予定納税をしている法人が申告をします。これ予定納税の還付につきましては、今月末の法人である程度きりがつくと思います。そういう法人が今月いっぱいまでに申告してきますので、還付にならなければいいのですけれども、還付になった場合には還付加算金もつけなくてはならないものですので、その対応として今回補正させていただきました。あともう全然ないものですから、これからもほかの法人町民税とか軽自動車等も、また固定資産税等も修正等あれば還付になってきますので、その対応として補正させていただきました。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 36 ページ、37 ページの文化財発掘調査事業のほうの財源内訳の補正の関係なのですが、これにつきましては14 ページ、15 ページの歳入のほうを見ていただきますと、国庫補助金のほうで15 万円、県費補助金のほうで7万 5,000 円ほど減額しておりますが、これは国庫補助の補助対象経費のほうが増加した関係で、それぞれ15 万円と7万 5,000 円のほうを増額させていただいたものであります。それに伴いまして、歳出のほうの財源、国庫支出金のほうを15 万円、県支出金のほうを7万 5,000 円減額させていただきまして、一般財源のほうが22 万 5,000 円ほど増額するものであります。

それから、これから後変更が生じるかという関係なのですが、現在のところ変更の生じる予定はございません。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 還付事業ですが、まだ出てくる可能性があるということですが、特に法人ですが、景気そのものが新聞等では幾らかよくなっているというようなことが出ておりますが、24 年の税収見通しについては、予定どおりといえますでしょうか、そういうものが今見込まれているものについては問題はないかどうか、その辺もあわせてお聞きしておきますが。

〔「質問内容……」と言う人あり〕

○11 番(安藤欣男議員) いやいや、それは還付事業で。

〔「それは違うと思うよ……」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 静かに。

○11 番(安藤欣男議員) 静かにしてください。心配をしているから聞いているので、それは補正……

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 どうぞ質問を続けてください。

○11 番(安藤欣男議員) その辺をちょっとお伺いをしておきます。税収の問題は、補正には出ておりませんが、還付の中でこういうことが起こっているわけですから、景気動向を踏まえるとなかなか難しいのかなと思ったりするので、あえて質問させていただいております。

それから、では、ちょっと見方が間違っていたといいたいまいしょうか、国保のほうの確定でこういうことになったということなので、わかりました。文化財の件については了解いたしました。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 先ほど申しましたように、9月30日の申告である程度法人については還付が確定します。それで、今回多いところだと、予定しているのが240万ほどの事業所がありますので、そういう法人がどういうふ

うになるか、それだけ納めていますと還付加算金のほうもかなり、4.3%つけなくてはいけないものですから、そういうことで今回補正させていただきました。

あと24年度の現在の法人の調定額は、8月末現在で予算が1億3,600万ぐらいだと思いましたが。今の調定が1億7,000万ぐらい入りますので、多分2億はいくと思います。法人は、税収が地震の影響とか円高、あとタイの大洪水の関係が影響してくるかなと思ったのですがけれども、思ったよりそんなに影響なく、このところ順調に入ってきております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第5番、小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) ちょっと細かいようですが、1点、37ページの菅中の西、門柱ですか、この解体、新設とありますが、その解体理由と、どのようなものが今度できるのかお伺いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

菅谷中学校の西門の門柱につきましては、去る6月2日の朝のことですが、菅谷中学校の3年生が修学旅行に出発する日でした。そのとき依頼した観光バスが誤って菅谷中学校西門の門柱に接触してしましまして門柱が

ずれてしまいました。このずれてしまったほうにつきましては、もう既に撤去してあるのですけれども、それとあわせて反対側のほうについても大分古いものでございますので、もう片方も撤去して、新しい門柱といいますか、費用としては、今現在残っているほうの門柱の解体処分と、それから門柱の基礎部分の解体処分、そして門柱の内側に鎖をかけるようにというか、鉄のパイプみたいなものが立っているのですけれども、その解体処分、そしてRCの擁壁の門を新しく新設を予定しております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 41 号 平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算(第2号) 議定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第7、議案第42号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第42号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,349万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を20億4,537万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、議案第42号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書の 56、57 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、第3款国庫支出金につきましては、平成 24 年度療養諸費の増額が見込まれることに伴い、第1目療養給付費と負担金を 2,286 万 8,000 円増額し、補正後の額を3億 1,027 万 4,000 円とするものでございます。

第5款前期高齢者交付金につきましては、平成 24 年度前期高齢者交付金の額の確定に伴い、第1目前期高齢者交付金を 360 万 1,000 円減額し、補正後の額を5億 4,572 万 5,000 円とするものでございます。

第 10 款繰越金につきましては、平成 23 年度決算の確定により、第2目その他繰越金の前年度繰越金を1億 422 万 7,000 円増額し、補正後の額を1億 2,551 万 5,000 円とするものであります。前年度繰越金が多額となっておりますが、平成 23 年度の保険給付費が前年度に比較し減額となりましたことが主な理由でございます。

次に、58、59 ページをごらんいただきたいと思います。第1款総務費、第1項1目の一般管理費 40 万 4,000 円の増額につきましては、出産休暇に入る職員にかわり、臨時職員を1名お願いするための費用でございます。

第2款保険給付費、第1項1目一般被保険者療養給付費、第3目一般被保険者療養費及び第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費でございますが、それぞれの平成 24 年度の4月から7月までの支払い実績が今年度予算見込み額を大幅に上回っていることから増額補正をお願いする

ものでございます。

第3款第1項1目の後期高齢者支援金でございますが、平成24年度後期高齢者支援金及び過年度精算金の額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

第9款基金積立金、第1項1目保険給付費支払準備基金積立金につきましては、前年度決算額の確定に伴い、前年度決算余剰金の一部2,500万円を基金積立金に積み立てするものであります。これにより基金残高は約5,500万円となるものであります。

次に、60、61ページをごらんいただきたいと思えます。第11款諸支出金、第1項3目償還金は、平成23年度の療養給付費等負担金、出産育児一時金補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金及び退職者医療療養給付費交付金につきまして、実績との差額が生じたものを返還するものであります。

第12款予備費でございますが、決算額の確定に伴い、前年度の余剰金の一部40万9,000円を増額し、補正後の額を610万2,000円とさせていただきます。

以上で補正予算の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 58、59ページなのですがけれども、高額療養費がまだどのような状況で療養費が伸びてきているかというのが把握できないと思うのですがけれども、高額療養費が20%の伸びですよね。そうすると、かなり重大な病気をなさっていらっしゃる方が多いということなのではないでしょうか。その点伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 高額療養費につきましては、4月から9月までの支払い部分が現在わかっているわけですがけれども、平成23年度と平成24年度を比較しますと、高額療養費全体なのですがけれども、一般被保険者、退職被保険者を含めまして、今、渋谷議員さんお尋ねのとおり、前年度に比較しまして125%という形になってございます。平成23年度は、特にその前の平成22年度と比較して100万円以上の高額の支出が少なかったのですがけれども、それが平成22年度と23年度は23年度が極端に落ちただけ、平成23年度と平成24年度を比較しますと、前年度と比較しまして、この9月支払いまでにおいて、6カ月分の計で申し上げますと、1,500万円以上、前年同期比で増額しております。この内容につきましては、入院の増加が多分に考えられると思うのですがけれども、その中身の詳しいところまではまだちょっとわからない状況です。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。どんな病気かというのは、そうしますと高額だけではなくて、療養給付費のほうもわからないのでしょうか。

それと、上がり方が大きいので保険税に影響するというふう考えたほうがいいのか、ちょっとその点伺いたいと思います。

○岩澤 勝町長 答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 疾病分類の内容のところのお話だと思うのですが、前年度と比較しまして、ちょっと大きいところとか、目につくところとか、というのがありますが、それが全てとは思っていないのですが、この4月からの状況について、ちょっと疾病分類の中でわかるところだけ、かいつまんだ説明をさせていただきたいと思います。疾病分類につきましては、19分類に分類されております。その中で嵐山町、埼玉県全体でもそうなのですが、一番大きく占めているところというのは、循環器系の疾患というふうなくくりがされている9分類のところが多くて、国保もそうなのですが、後期高齢者医療につきましても、この循環器系の疾患というのが一番大きく占めている割合でございます。

その中で、今年4月以降、5月、6月、7月、この入院につきましては、そ

れ以前の7カ月、8カ月、500万円程度でおさまっていた金額が、5月請求につきましては1,000万円、6月請求につきましては1,500万円以上、7月請求につきましても830万円ということで、その前と比べてこの入院がかなり大きくなっているというのは特徴的にございます。

それ以外に目立ったところでございますと、疾病分類でいきますと、2番の新生物というところですが、これはがんに関係する部分なのですが、この入院の費用につきましても、4月、5月、6月の請求が1,000万円を超えておまして、それ以前の平成23年度分に比べますと、大分大きなウエートで伸びているというのが見受けられるというところでございます。

それから、現在の医療費の伸びが今後どうなるかというのはなかなか難しいところですが、昨年もそうだったのですが、医療費が年度途中である程度落ちついてくれた状況があったものですから、それを見て今回補正予算を組ませていただいております。これについてはどのくらい伸びるかというのはちょっと予想がしにくい、できないものですが、基金がありますので、その中で対応できれば、最悪の場合でもいいかなというふうには今は思っているところでございまして、今後伸びていったときでも、基金対応で何とかできる状態で終わってほしいというのが担当者の願いでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 42 号 平成 24 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第 43 号 平成 24 年度嵐山町後期高齢
者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 43 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 43 号は、平成 24 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 220 万 3,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億 5,725 万 4,000 円とするものでありまして、前年度決算で確定いたしました剰余金 220 万 3,000 円を予備費に増額をするものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 43 号 平成 24 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、議案第44号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、平成24年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,953万7,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を10億4,640万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、議案第44号の細部につきましてご説明を申し上げます。

86、87 ページをお願いいたします。歳入の8款繰越金でございますが、平成 23 年度の決算に伴う繰越金といたしまして 3,537 万 7,000 円を増額するものでございます。この中には、介護給付費の確定によりまして、超過交付となっております国、県及び支払基金への返還金並びに一般会計への返還金、合わせて 1,621 万 6,245 円も含まれております。

9款諸収入でございますが、平成 23 年度介護給付費の確定に伴う国及び支払基金からの追加交付金 416 万円を増額するものでございます。

続きまして、88、89 ページをお願いいたします。歳出の4款基金積立金でございますが、平成 23 年度決算による歳計剰余金を介護給付費支払準備基金へ積み立てるため、2,300 万円を増額するものでございます。

次に、5款諸支出金の1項2目償還金 375 万 2,000 円につきましては、平成 23 年度介護給付費等の額の確定に伴いまして、超過交付分を国、県及び支払基金へ返還するものでございます。

2項1目の一般会計繰出金 1,246 万 3,000 円につきましては、平成 23 年度の決算に伴い、介護給付費等の町負担分といたしまして、一般会計から繰り入れたものを後年度精算として繰り出すものでございます。

6款の予備費でございますが、32 万 2,000 円を増額をいたし、補正後の予算額を 313 万 5,000 円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行い

ます。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 支払基金積立金、総額で幾らになるのか伺いたい
と思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今年度末の見込みでございますが、1億4,569万7,774円となる見込
みでございます。

なお、既に当初予算で計上させていただいておりますが、今年度中に
1,400万円を基金から繰り入れるという予定になっております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計補正予算
(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第10、議案第45号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、平成24年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,669万3,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を7億4,541万5,000円とするものであります。

このほか地方債の変更が2件であります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 45 号の細部説明をさせていただきます。

95 ページをお願い申し上げます。地方債の補正、変更でございますが、まず公共下水道事業債を 1,140 万円増額させていただき 4,260 万円、次に浄化槽市町村整備事業債でございますが、2,080 万円増額をさせていただき 5,880 万円とするものでございます。

次に、102、103 ページをお願い申し上げます。歳入でございますが、第 1 款分担金及び負担金の浄化槽事業分担金でございますが、242 万 7,000 円の増額につきましては、浄化槽の設置事業における分担金のうち、新築、増改築に伴う分の増額をお願いするものでございます。

次に、第 2 款使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、380 万円の増額につきましては、下水道使用料の増加が見込めることから増額をお願いするものでございます。

次に、第 3 款国庫支出金の浄化槽事業費国庫補助金でございますが、1,714 万 3,000 円につきましては、浄化槽設置事業の新築、増改築及び集会所の増加をすることに伴い、増額をお願いするものでございます。

次に、第 5 款繰入金でございますが、2,678 万 9,000 円の増額につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、公共下水道事業及び浄

化槽設置事業の費用に充てるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、第6款繰越金でございますが、566万6,000円の減額につきましては、前年度決算の確定に伴い、補正をさせていただくものでございます。

次に、第8款町債でございますが、3,220万の増額につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたが、公共下水道事業債1,140万円、浄化槽市町村整備事業債2,080万円につきまして増額をするものでございます。

次に、104、105ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、第1款公共下水道費の建設事業費1,140万円の増額につきましては、委託料及び工事請負費の増額をお願いするものでございますが、内容的には下水道区域の変更認可に伴う委託及び工事費の増額をお願いするものでございます。工事区域につきましては、川島地内と菅谷地内でございます。

次に、第2款浄化槽費の建設事業費5,305万8,000円の増額につきましては、公有財産の購入費、これにつきましては浄化槽施設の購入費でございますが、それが4,039万7,000円、さらには浄化槽の配管及び撤去費の補助金につきまして1,266万1,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、集会所の増額分がでございます。地区につきましては、鎌形、根岸、古里、越畑、杉山の地区でございます。

次に、維持管理費303万5,000円の増額につきましては、浄化槽の保

守管理委託料を増額をさせていただくものでございます。これにつきまして
も新築、増改築、さらには集会所及び寄附に伴う浄化槽の基数がふえるこ
とによる増額でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行
います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 103 ページの前年度繰越金マイナス 560 万円か
らだということで、これは単なる計算間違いでこんなになかったということな
のでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

繰越金の 566 万 6,000 円の減額につきましては、前年度の下水道の
使用料の予算見込みよりも決算額が約 300 万円ほど減収となっております。
それと、流域下水道の維持管理負担金が、予算額に対して 210 万円ほど
の支出の増というようなことが主な要因でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 45 号 平成 24 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第 11、議案第 46 号 平成 24 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 46 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 46 号は、平成 24 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)

議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を 75 万 1,000 円増額をし、総額を4億 9,370 万 5,000 円とし、事業費用は 18 万 3,000 円減額をし、総額を4億 7,522 万 3,000 円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を 150 万円増額をし、総額を 1,650 万円とし、資本的支出を 140 万 7,000 円増額をし、総額を3億 6,767 万 1,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 46 号の細部説明をさせていただきます。

114 ページをお願いいたします。予算の実施計画に基づきましてご説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出についてでございますが、収入でございますが、事業収益の営業収益3万 5,000 円につきましては、浄化槽の使用料の徴収事務の受託費用でございます。

次に、営業外収益につきましては、消費税の還付金 71 万 6,000 円の

増額となるものでございます。

次に、支出でございますが、事業費用の営業費用でございますが、18万3,000円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入の資本的収入負担金でございますが、150万円の増額につきましては消化栓の工事負担金でございます。

次に、支出、資本的支出の建設改良費でございますが、これにつきましては、事業費につきましては人事異動に伴う人件費の減額でございます。配水本管施設費につきましては150万円の増額でございますが、先ほど収入のところでご説明申し上げました消火栓の設置費用でございます。なお、対象地区は越畑と平沢の区画整理地内を予定させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成24年度嵐山町水道事業会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月21日、24日、25日、26日、27日及び28日の午前中は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、9月21日、24日、25日、26日、27日及び28日の午前中は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時36分)